「地域支援事業」と「地域包括ケアシステム」に適合

緊急通報システム

じしんたすけ®

低額な費用　高い救助率　孤独死の防止

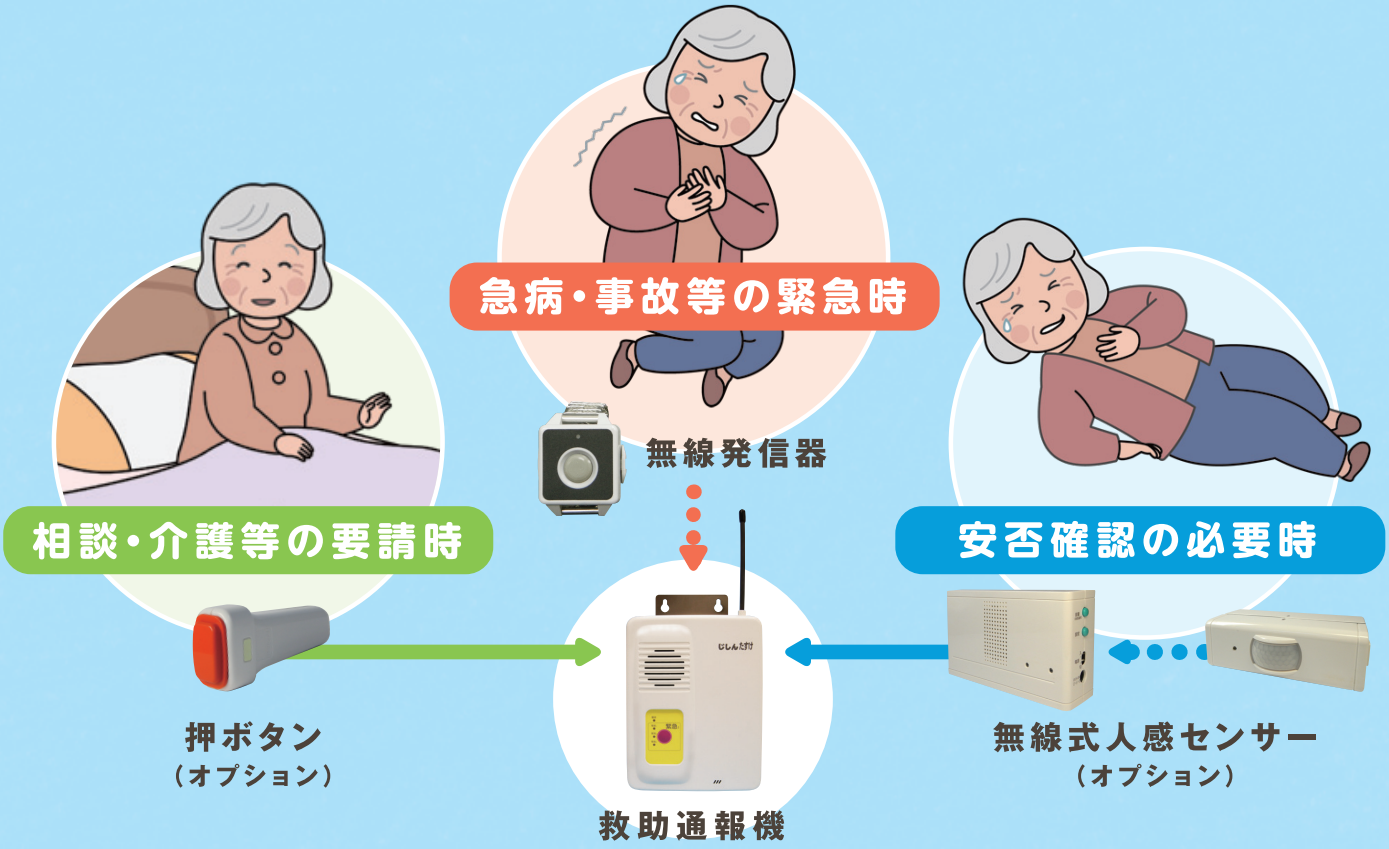

急病・事故等の緊急通報だけが消防署へ

消防署　通報センター装置　介護事業者等

緊急通報だけが消防署受信方式

すべての通報が介護事業者へ

通報センター装置　介護事業者

すべての通報が介護事業者受信方式

株式会社アルファ

「じしんたすけ」はすべての関係者

取引先自治体様と消防署様の要望と協力によって、事業関

自治体や介護事業者の充実

基本の機能とサービス

- 通報機器は誤報をほぼ皆無に改良したため、地域協力者の必要性は軽減
- 救助通報機はあらゆる電話会社・電話回線・電話機にも設置可能、また救助メッセージが任意に録音できるため聴覚等障害者にも設置可能
- 通報センター装置は他社製通報機器と混用受信できるため随時の交換導入が可能、また他社製通報機器を継続使用する場合でも規定条件を満たせば無償貸与
- 設置工事料を含めて初期費用は一切不要のリース方式、またレンタル方式も可能
- リース契約は新規設置した翌年度4月1日のため、予算編成が容易（自治体限定）
- すべての緊急通報関連業務や工事保守等を予算編成が容易な定額契約で完全代行

オプションの機能とサービス

- 無線式人感センサーによる安否確認が365日・24時間できるため、孤独死の防止が可能
- 押ボタンによる各種相談や介護要請が可能
- 高齢化による事業費増大を抑制するための利用負担金の徴収を完全代行（自治体限定）

消防署や介護事業者の充実

- 通報機器は誤報をほぼ皆無に改良したため、誤報対応からは解放され正報対処に専念
- 救助通報機に内蔵された双方向スピーカーホン機能を使用して、利用者との会話や状況確認が可能
- 利用者を救助するために損壊した家屋は5万円上限の家屋損害保険で修理
- 利用者が電話回線等を無届で変更した場合でも、録音メッセージにより対処が可能
- 通報受信に伴う関連作業はすべてプルダウン方式で容易に処理
- 利用者データ等の入力・変更・削除と管理業務、また年度（年間）通報受信件数表等の各種帳表の作成業務はオンラインを使用して完全代行
- モバイル情報閲覧システムで24時間どこでも通報受信が可能（介護事業者用オプション）

高齢者や聴覚等障害者の利用者の充実

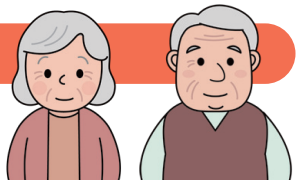

- 通報機器は利用者がどんな電話会社・電話回線・電話機を使用していても設置可能
- 無線発信器はお風呂でも使用できる生活防水仕様と直線見通し送信距離100mのため、利用者の救助率が大幅向上
- 救助通報機は救助メッセージを任意に録音できるため、聴覚等障害者にも設置可能

に充実の緊急通報システムです

係者の皆様にとって、より充実したシステムを実現しました。

緊急通報システム「じしんたすけ」の機器構成図

自治体と介護保険の利用者

通報機器（基本セット）

無線発信器
（最大10台）

救助通報機

救助通報機は通報機器の主要品で
無線発信器はペンダント型と腕時計型

（オプション）

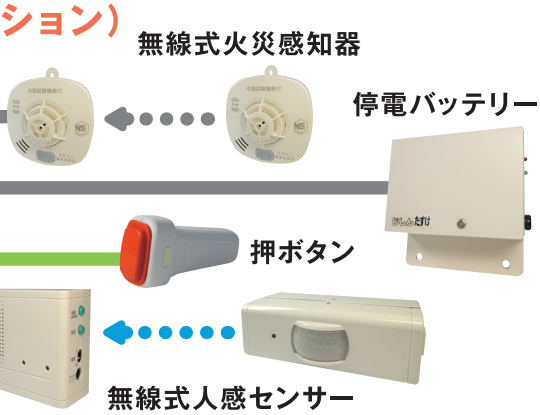

P4～P7のオプションに加え、自動通報方式の無線式
火災感知器と5時間使用可能な停電バッテリーも用意

他社製通報機器

通報センター装置は
全機種を受信可能

消防署

通報センター装置

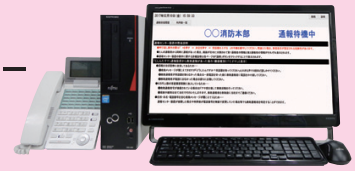

受信関連業務の処理はすべてプルダウン方式

アルファ

通報センター装置

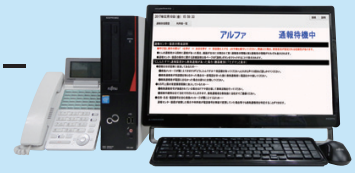

受信関連業務の処理はすべてプルダウン方式

オンライン

オンライン

介護事業者

通報センター装置

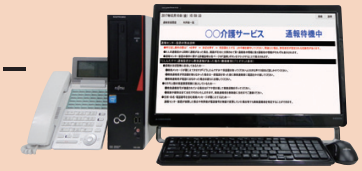

モバイル情報閲覧システム
（オプション）

やむを得ない不在時でも24時間どこでも
通報受信が可能なオプションシステム

救助通報機の最多通報先

緊急通報を家族や近隣に光や音で
知らせる機器が接続可能

外部出力機器
（オプション）

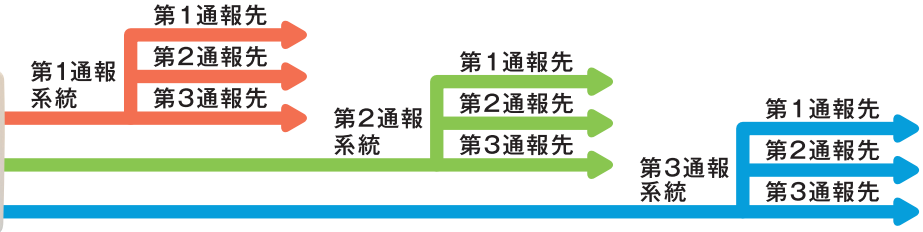

最も救助率が高い現在の消防署受信を継続したい場合におすすめ

緊急通報だけが消防署受信方式のシステム概略図

急病・事故等の緊急時

利用者が無線発信器のボタンを押下

無線発信器

相談・介護等の要請時

利用者が押ボタンを押下

押ボタン（オプション）

安否確認の必要時

人感センサーが利用者を24時間一度も感知しないと自動で通報

無線式人感センサー（オプション）

救助通報機

あらゆる電話回線に適合（P11参照）

全メッセージは任意録音が可能

緊急通報時の通報メッセージ例

「緊急事態発生です」
○○町○○丁目○○番地○○号
氏名○○○○
電話番号○○-○○-○○○○

相談・介護通報時の通報メッセージ例

「相談・介護要請です」
○○町○○丁目○○番地○○号
氏名○○○○
電話番号○○-○○-○○○○

安否確認通報時の通報メッセージ例

「安否確認必要です」
○○町○○丁目○○番地○○号
氏名○○○○
電話番号○○-○○-○○○○

緊急通報を受信し対処

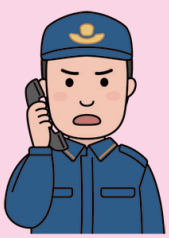

消防署

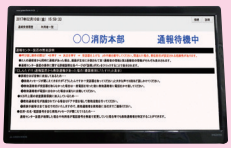

通報センター装置

緊急通報以外を受信し対処

介護事業者

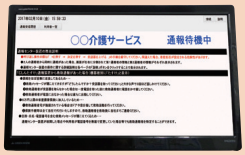

通報センター装置

親族・地域協力者等

相談・介護要請や安否確認（オプション）は利用者や親族の費用負担にすることも可能

地域支援事業の主体になる地域密着型の介護事業者におすすめ

すべての通報が介護事業者受信方式のシステム概略図

急病・事故等の緊急時

利用者が無線発信器のボタンを押下

介護保険利用者

自治体利用者

無線発信器

相談・介護等の要請時

利用者が押ボタンを押下

介護保険利用者

自治体利用者

押ボタン（オプション）

安否確認の必要時

人感センサーが利用者を24時間一度も感知しないと自動で通報

介護保険利用者

自治体利用者

無線式人感センサー（オプション）

救助通報機

あらゆる電話回線に適合（P11参照）

全メッセージは任意録音が可能

緊急通報時の通報メッセージ例

「緊急事態発生です」
○○町○○丁目○○番地○○号
氏名○○○○
電話番号○○-○○-○○○○

相談・介護通報時の通報メッセージ例

「相談・介護要請です」
○○町○○丁目○○番地○○号
氏名○○○○
電話番号○○-○○-○○○○

安否確認通報時の通報メッセージ例

「安否確認必要です」
○○町○○丁目○○番地○○号
氏名○○○○
電話番号○○-○○-○○○○

すべての通報を受信し対処

介護事業者

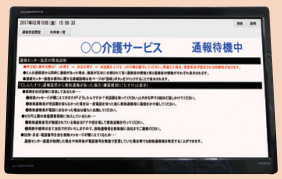

通報センター装置

必要に応じて利用者訪問を指示・依頼

介護職員・地域協力者等

緊急通報だけが消防署受信方式の対処例

急病・事故等の緊急時

利用者

無線発信器のボタンを押下 → 緊急通報を受信

消防署

利用者に「電話に出てください」と呼掛

電話に不応答

利用者の電話を呼出

電話に応答 / 電話に不応答

地域協力者等

必要に応じて利用者の状況確認

消防署に救急出動を要請

必要に応じて地域協力者等に電話連絡

必要に応じて利用者の状況確認

利用者の確認状況を報告

地域協力者等

救急車を出動

救助後に関係者に電話連絡

相談・介護等の要請時

利用者

押ボタンを押下 → 各種相談通報を受信

各種相談に応答

押ボタンを押下 → 介護要請通報を受信

介護に訪問

介護事業者
親族
地域協力者等

安否確認の必要時

利用者

人感センサーが自動で通報 → 安否確認通報を受信

安否確認に訪問し救急出動の必要時、消防署に要請

救急車を出動

すべての通報が介護事業者受信方式の対処例

急病・事故等の緊急時

利用者

無線発信器のボタンを押下 → 緊急通報を受信

利用者に「電話に出てください」と呼掛

電話に不応答

利用者の電話を呼出

電話に応答

電話に不応答

利用者の状況確認に訪問

救急出動の必要時、消防署に要請

救急車を出動

救助後に関係者に電話連絡

介護事業者

必要に応じて利用者訪問を指示・依頼

介護職員
地域協力者等

相談・介護等の要請時

利用者

押ボタンを押下 → 各種相談通報を受信

各種相談に応答

押ボタンを押下 → 介護要請通報を受信

介護に訪問

安否確認の必要時

利用者

人感センサーが自動で通報 → 安否確認通報を受信

安否確認に訪問し救急出動の必要時、消防署に要請

救急車を出動

定額契約による関連業務の完全代行（緊急通報だけが消防署受信方式）

自治体　消防署　利用者　介護事業者　アルファ

① 各種申込

② 新設・撤去・設置・移設・変更工事等の申込書〈A〉をファクス・送付・オンライン電送（オプション）

③ 工事日を電話（聴覚言語障害者はファクス連絡等）して決定

④ 工事日をファクス,工事に係る利用者データを通報センター装置にオンライン電送

※④ 工事日をファクス,工事に係る利用者データを通報センター装置に電送

⑤ 工事を確認事項書〈B〉に従い施工,取扱説明

⑥ 工事完了後に通報試験を確認事項書〈B〉に従い実施

※⑥ 工事完了後に通報試験を確認事項書〈B〉に従い実施

⑦ 工事の完了通知書〈C〉,確認事項書〈B〉をファクス・送付・オンライン電送（オプション）

⑧ 毎月末に利用者一覧表〈D〉,利用者データ表〈E〉,年度利用登録者表〈F〉,年度通報受信件数表〈G〉を送付

※⑧ 毎月末に利用者一覧表〈D〉,年度通報受信件数表〈G〉を電送

⑨ 毎月末に利用者一覧表〈D〉,利用者データ表〈E〉,年間利用登録者表〈H〉,年間通報受信件数表〈I〉を送付

⑩ 2年毎に無線発信器の電池交換を確認事項書〈B〉に従い施工

⑪ 電池交換工事の完了通知書〈C〉,確認事項書〈B〉をファクス・送付・オンライン電送（オプション）

定額契約の業務内容（上図〈A〉～〈I〉は別紙の営業資料を参照）

- 上図③～⑪のすべての工事と業務（新設工事料だけはリース料に含む）
- 通報機器の撤去工事と整備・保管業務
- 撤去,整備,保管の通報機器の設置工事
- 行政区域内の通報機器の移設工事
- 通報機器の変更工事（利用者の回線変更に伴う工事は条件付）
- 2年毎の無線発信器の電池交換工事（停電バッテリーは別途取決）
- 通報機器の障害修理（機器の紛失・破損等は別途費用）

各種工事は撤去工事を除き原則10日以内に施工

- 上図※④⑥⑧は介護事業者が自治体利用者の緊急通報以外の受信業務を受託した場合の業務

定額契約による関連業務の完全代行（すべての通報が介護事業者受信方式）

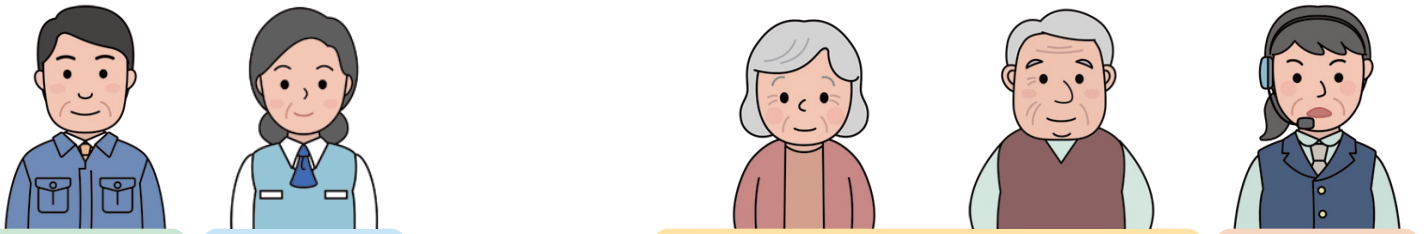

自治体 | アルファ | 自治体の利用者・介護保険の利用者 | 介護事業者

※① 各種申込 ← ① 各種申込

※② 新設・撤去・設置・移設・変更工事等の申込書〈A〉をファクス・送付

② 新設・撤去・設置・移設・変更工事等の申込書〈A〉をオンライン電送

③ 工事日を電話（聴覚言語障害者はファクス等）して決定

④ 工事日をファクス,工事に係る利用者データを通報センター装置にオンライン電送

⑤ 工事を確認事項書〈B〉に従い施工,取扱説明

⑥ 工事完了後に通報試験を確認事項書〈B〉に従い実施

⑦ 工事の完了通知書〈C〉,確認事項書〈B〉をオンライン電送

※⑦ 工事の完了通知書〈C〉,確認事項書〈B〉をファクス・送付

⑧ 毎月末に自治体利用者,介護保険利用者,合計利用者の利用者一覧表〈D〉,利用者データ表〈E〉,年度利用登録者表〈F〉,年度通報受信件数表〈G〉をオンライン電送

※⑧ 毎月末に自治体利用者の利用者一覧表〈D〉,利用者データ表〈E〉,年度利用登録者表〈F〉,年度通報受信件数表〈G〉を送付

⑨ 2年毎に無線発信器の電池交換を確認事項書〈B〉に従い施工

⑩ 電池交換工事の完了通知書〈C〉,確認事項書〈B〉をオンライン電送

※⑩ 電池交換工事の完了通知書〈C〉,確認事項書〈B〉をファクス・送付

定額契約の業務内容（上図〈A〉～〈G〉は別紙の営業資料を参照）

- 上図③～⑩のすべての工事と業務（新設工事料だけはリース料に含む）
- 通報機器の撤去工事と整備・保管業務
- 撤去,整備,保管の通報機器の設置工事
- 行政区域内の通報機器の移設工事
- 通報機器の変更工事（利用者の回線変更に伴う工事は条件付）

各種工事は撤去工事を除き原則10日以内に施工

- 2年毎の無線発信器の電池交換工事（停電バッテリーは別途取決）
- 通報機器の障害修理（機器の紛失・破損等は別途費用）
- 上図※①②⑦⑧⑩は介護事業者が自治体利用者の通報受信業務を受託した場合の業務

利用負担金の徴収代行（下図〈A〉〈B〉〈J〉〈K〉は別紙の営業資料を参照）

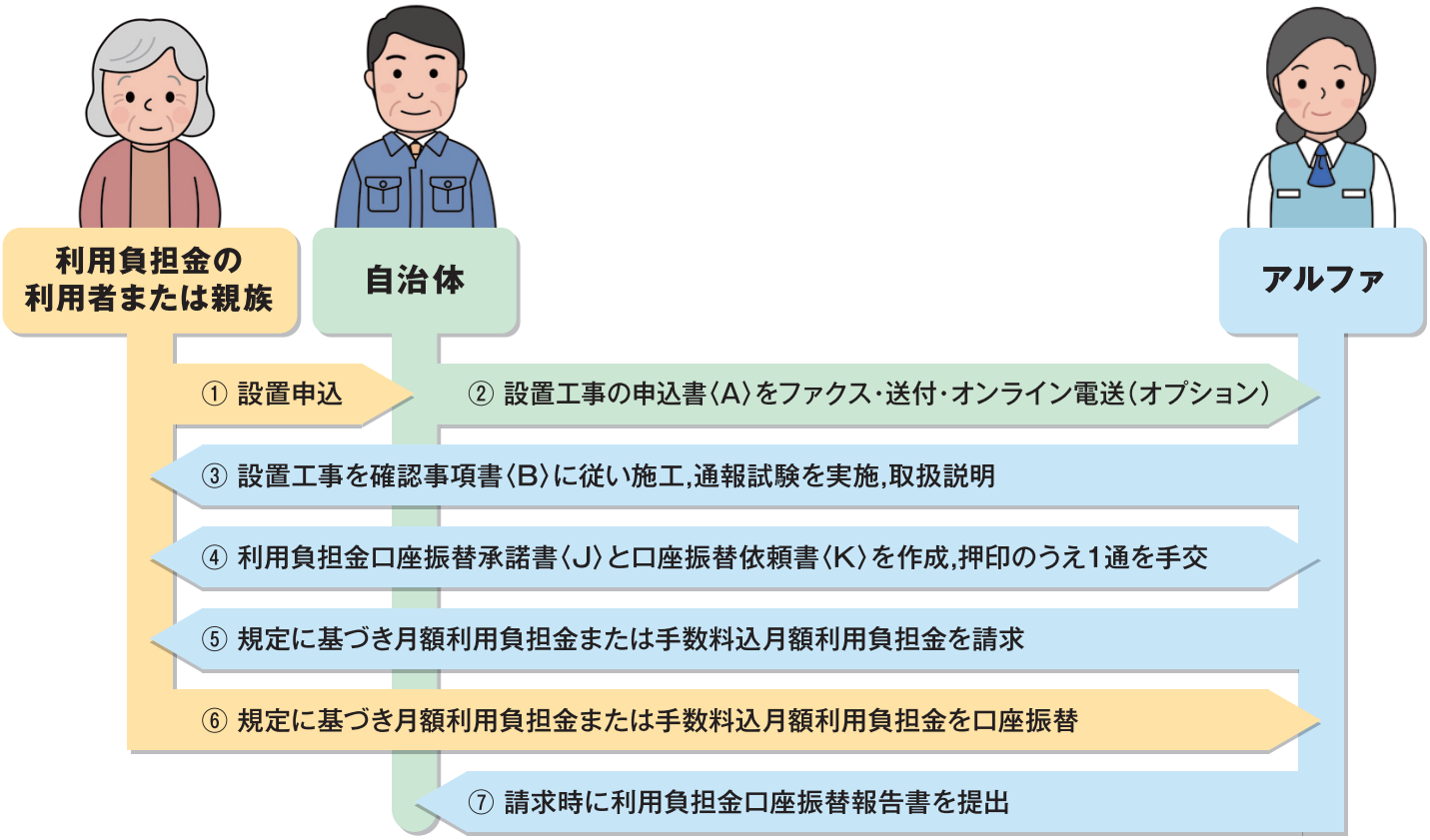

緊急通報事業の管理用パソコン（オプション）

総務省がマイナンバー制度の本格的な運用に伴い通達した
情報セキュリティの強化対策のためにも導入をおすすめします。

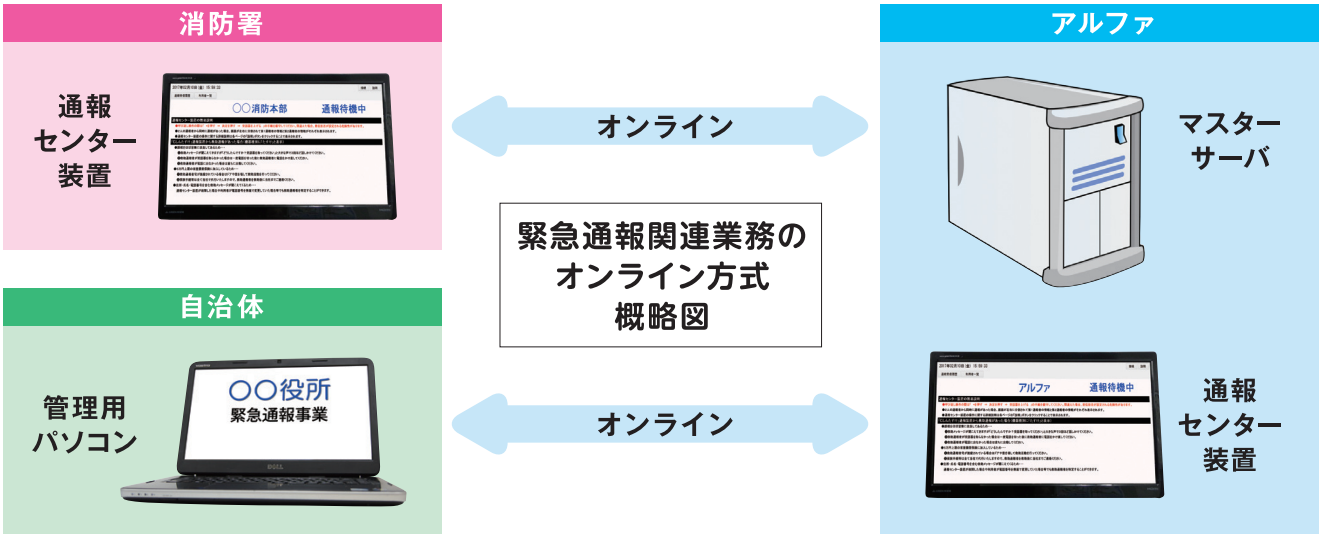

【オンライン方式の利点】

- オンラインはメタル回線を使用するため,情報漏洩は完全に防止
- 各種申込書は随時オンラインで収受できるため,郵送やファクス送信は不要
- 利用者一覧表,利用者データ表,年度利用者登録者表,年度通報受信件数表,さらに消防署の受信情報も適宜オンラインで電送できるため,各種帳表の保管と管理は不要になり検索・閲覧・印刷が随時容易に可能

救助通報機が設置できる電話回線に関する概説

	電話回線種類	接続分配機	欠点・注意事項
電話加入権が不要な回線	光回線電話	ルーター （アナログ端子）	ルーターの故障時や停電時は通報が不可能
	CATV電話	ルーターまたは モジュラージャック	ルーターの故障時や停電時、 またインターネット網の品質低下時等は通報が不可能
	ADSL専用型	モデム （アナログ端子）	モデムの故障時や停電時は通報が不可能 また利用者のデータ登録は050で始まるIP番号に変更
	直収型電話	モジュラージャック	インターネット網の品質低下時等は通報が不可能
	加入電話・ライトプラン （マイライン選択対象）	モジュラージャック	マイラインの市内通話料の未払時は通報が不可能
	INS64ネット・ライト （マイライン選択対象）	ターミナルアダプタ （アナログ端子）	ターミナルアダプタの故障時や停電時、 またマイラインの市内通話料の未払時は通報が不可能
電話加入権が必要な回線	加入電話 （マイライン選択対象）	モジュラージャック	マイラインの市内通話料の未払時は通報が不可能
	INSネット64 （マイライン選択対象）	ターミナルアダプタ （アナログ端子）	ターミナルアダプタの故障時や停電時、 またマイラインの市内通話料の未払時は通報が不可能
	INSネット1500 （マイライン選択対象）	ターミナルアダプタ （アナログ端子）	ターミナルアダプタの故障時や停電時、 またマイラインの市内通話料の未払時は通報が不可能
	ADSL加入電話共用型	モデム （アナログ端子）	モデムの故障時や停電時は通報が不可能

随時最良の選択ができる通報機器の導入方法

現在の契約形態	選択可能な導入方法：すべて交換設置	順次に交換設置	新規から設置
レンタル	何の問題も無く可能 交換後のレンタル料は不要	何の問題も無く可能 交換後のレンタル料は不要	何の問題も無く可能
買取	何の問題も無く可能	何の問題も無く可能 古い機器から交換が最良	何の問題も無く可能
リース満了	何の問題も無く可能 交換後の再リース料は不要	何の問題も無く可能 交換後の再リース料は不要	何の問題も無く可能
リース中途	グレードアップ方式で可能 交換後のリース料は不要	リース満了機器から交換が最良 交換後の再リース料は不要	何の問題も無く可能

通報センター装

待機画面（中央部は変更可能）

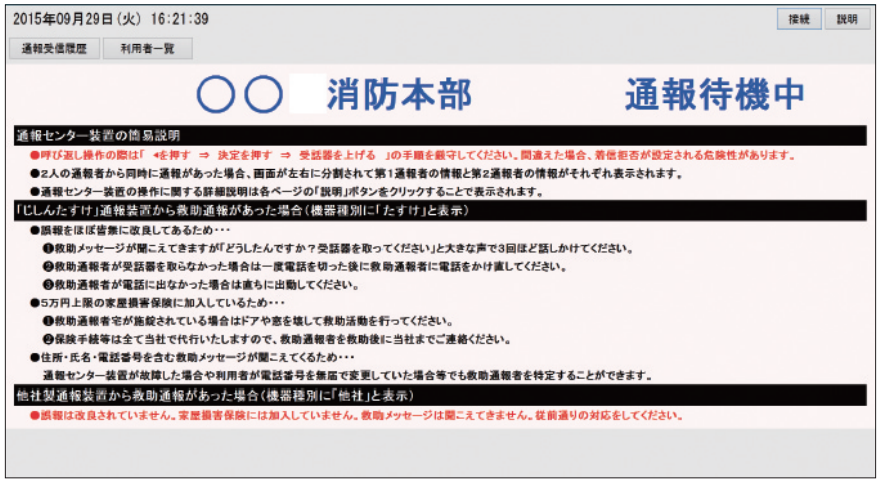

通報受信時の画面

スピードメモ・備考編集の画面（選択肢は変更可能）

登録者のデータ・通

通報受信履歴の一覧画面

取扱説明

置の画面表示例

(項目名は変更可能)

2回線分を同時に通報受信時の画面

報受信履歴の画面

登録者データの一覧画面

の画面

通報受信履歴・登録者データの検索画面

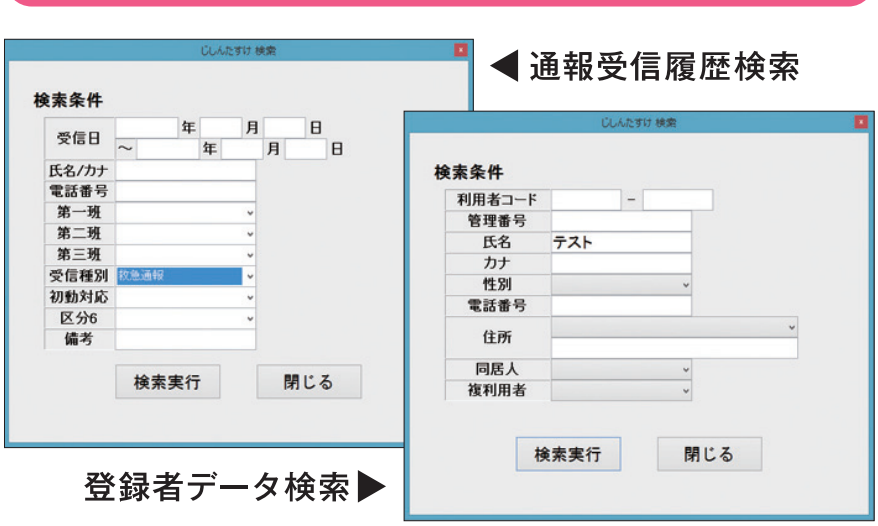

合理的で経済的な契約・支払方式

自治体限定自社リース方式

初年度内 → 2年度4月1日 → 2年度内 → 3年度4月1日 → 3年度～リース満了時内 → リース満了時

必要に応じて随時に通報機器を設置

設置した通報機器のリース契約を当社と締結

契約書

必要に応じて随時に通報機器を設置

設置した通報機器のリース契約を当社と締結

契約書

必要に応じて随時に通報機器を設置

初年度内設置分のリース料は不要

2年度内設置分のリース料は不要

3年度内設置分のリース料は不要

2年度契約分の月額リース料を当社に支払

2年度以後契約分の月額リース料を当社に支払

通報機器を設置した翌月から定額業務料を当社に支払

ファイナンシャルリース方式

初回契約 → 初回契約～2回目契約内 → 2回目契約 → 2回目契約～リース満了時内 → リース満了時

初回必要台数の通報機器のリース契約をリース会社と締結

契約書

必要に応じて随時に初回契約分の通報機器を設置

2回目必要台数の通報機器のリース契約をリース会社と締結

契約書

必要に応じて随時に2回目契約分の通報機器を設置

初回契約分の月額リース料をリース会社に支払

初回以後契約分の月額リース料をリース会社に支払

通報機器を設置した翌月から定額業務料を当社に支払

レンタル方式

基本契約 → 基本契約締結～基本契約解除時内 → 基本契約解除時

取引開始時にレンタル基本契約を当社と締結

契約書

必要に応じて随時にレンタルの通報機器を設置

必要に応じて随時にレンタルの通報機器を設置

通報機器を設置した翌月から撤去した当月まで月額レンタル料と定額業務料と各種工事料を当社に支払

『じしんたすけ』が取り上げられた新聞記事と書籍

【特　集】

緊急通報システム

高齢者の強い味方！

「もしも」の時に、ボタンひとつで救急車を呼ぶことができる!!

秩父市でシステムを導入

腕時計型無線発信器のボタンを押せば、自宅内に設置してある救助通報装置を通して、消防本部に直接、通報が入る――

女性85・09歳、男性79・19歳。先頃、厚生労働省が発表した07年の日本人の平均寿命は、過去最高を更新。女性は世界一、男性は世界3位という、まさに長寿大国ニッポンを象徴する数字になっている。

そうした中で、高齢者の独り暮らしも急増、約3万人前後が、誰にもみとられることなく、ひっそりと孤独死している実態がある。各自治体を中心に、高齢者の見守り活動などもさかんになってきているが、「もしも」の時に、ボタンひとつで救急車を呼ぶことができる、緊急通報システムを導入した埼玉県秩父市を取材した――。

新タイプの腕時計型「じしんたすけ」。伸縮自在なジャバラ式のステンレス製バンド付き、生活防水構造だから、入浴時もつけたままでよい。

通報を受けると同時にコンピューターが立ち上がり、救急活動開始。「救急車の方が現場に早くて、状況説明できないような場合でも、データがあるので到着に行くことができます」と秩父消防本部・消防司令補の新井秀吉さん

発信者を特定 即、対応！

4万前後の自治体は、全てある。

「緊急通報システムは、主でお年寄りを対象とするべく、[redacted]の分かれ目となった、緊急通報装置を自宅内に設置するタイプと、携帯タイプに導入時期などによって違いがあるが、ほぼ全国的にこの2つのタイプに導入が進んでいる。

このシステムの利用者は、緊急時通報のボタンを押すと、自宅内に設置してある救急通報装置を通して、消防本部に直接、通報が入る。

通報を受けた消防では、緊急時、即座にコンピューターが立ち上がり、どの家から発信されたのかを特定・表示。病歴や近隣の連絡先・時間など、必要なデータもすぐに印字されて出てくる。

独り暮らしで、不安を抱えている高齢者であれば、誰でも設置ができる――

これまでの救助例によれば、心肺停止状態にはあるものの、救急車が来るまでの間に適切な処置がなされていたケースなどが、蘇生率の向上に大きく寄与しているという。

やはり緊急時などにおいては、一刻も早い救助が望まれるわけだが、救急車が来るまでの間に適切な処置がなされていたケースなどが、蘇生率の向上に大きく寄与しているという。

やはり緊急時などにおいては、一刻も早い救助が望まれるわけだが、救急車が来るまでの間に適切な処置がなされていたケースなどが、蘇生率の向上に大きく寄与しているという。

秩父市役所職員福祉部高齢者介護課課長・浅見典雄さん（左）、同主査・浅見泰さん。「これからの高齢者福祉は自治体だけでなく、個別できる限行者との連携が出来てこそ有効的です。当市では、アフターフォローの万全な体制準備とタイアップできたので、運営も運営もスムーズです」（浅見さん）

秩父市

埼玉県北西部に位置する市。人口は約6万人。総面積は約577平方キロメートルで、その8割を森林が占める。市内で、「子育て支援」と「高齢者の福祉」に力を入れている。

「孤独死ゼロの町づくり」

緊急通報システムについては、「フライデー」「週刊現代」の報道編集長として知られる元木昌彦氏の著書「孤独死ゼロの町づくり――緊急通報システムが実現する高齢化社会のセーフティネット」（ダイヤモンド社刊　1600円）に詳しい。

同書では、高齢者の孤独死をゼロにする究極のセーフティーネット、緊急通報システムの導入現場を徹底取材。超高齢化社会を生き抜くサバイバルツールとしての、緊急通報システムの重要性を説いている。

セーフティーネット導入現場を徹底取材！

他市には見られない「公的なシステム」

まず、秩父市が導入するに当たっては、費用、立地条件、周辺住民の理解などの問題があったが、特に、費用については、その額が比較的安価なこと、限られた予算内にも、大きなものに収まるものであったことが、導入の決め手になったという。

「利用者の中には、経済的な理由から、緊急通報システムを設置したくても、設置できないという方もいらっしゃいます」（浅見泰さん）

秩父市では、利用者の経済的な負担を軽減するために、利用料金を、月額1000円（税込）と、他市町村と比べても、かなり安価に設定している。

また、利用者の中には、ペットを飼っている人もいるが、緊急時に、ペットの世話をしてくれる人がいないケースも多いという。

「ペットを飼っている人の場合、緊急時に、ペットの世話をしてくれる人がいないケースも多いという。

利用者の中には、ペットを飼っている人もいるが、緊急時に、ペットの世話をしてくれる人がいないケースも多いという。

今後の地域支援事業と地域包括ケアシステムの主体は消防署と定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者です。

緊急通報だけは誤報が皆無になれば消防署受信が最良です。

自治体が緊急通報事業を実施した初期はほとんどが消防署受信でした。ところが予想を超えた誤報が発生したため、自治体は消防署の前に地域協力者に受信してもらうなどの誤報対策を実施しましたが、誤報を無くすことができませんでした。そのため漸次消防署が事業から離脱し、警備会社や受信センターに移行していきました。

しかし警備会社はすべての自治体には拠点がなく、受信センターは確保が困難な地域協力者に依存するため、迅速で確実な救助が困難になりました。もし誤報さえ皆無であれば、緊急通報だけは最も救助率が高く、地域協力者の必要性が軽減される消防署受信が最良です。

通報受信は定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が主体です。

現在、全国の市区町村は厚生労働省の政策である地域支援事業と地域包括ケアシステムの構築を推進しています。この政策は高齢者が生涯自宅で暮らせるように、急病・事故等の緊急時、相談・介護等の要請時や安否確認の必要時にいつでも対処できる見守り体制を市区町村ごとに構築することが目的です。今後、すべての見守り体制を構築するには警備会社や受信センターではなく、地域の消防署、地方公共機関、介護事業者や医療機関と連携できる定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が主体になります。そこで定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者様に、多数の取引先自治体様と消防署様との20年間にわたる業務実績によってシステムとノウハウを構築した弊社との協働をご提案させていただくことにしました。

デモ用実機によるデモンストレーションを実施しています。

お申込みは下記の弊社までお気軽にご連絡ください。

無料

株式会社アルファ

〒165-0026 東京都中野区新井 1-1-16-1F
TEL:03(5343)4411　FAX:03(5380)7700

〒441-8088 愛知県豊橋市牟呂市場町 7-9-1F
TEL:0532(34)3541　FAX:0532(34)3641

E-MAIL:info@jisintasuke.com
http://www.jisintasuke.com/

●お問合せ・資料請求は

グラフィックデザイン 工藤拓志／イラスト かわいちともこ